

「江差町立小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事」に係る  
プロポーザル企画提案事業指示書

1 事業概要

(1) 事業名 「江差町立小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事」

(2) 事業目的

本事業は、GIGA スクール構想にて求められている校内 LAN 環境を実現するため、文部科学省が示す「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づくことに加え、北海道教育委員会が示す「道立学校教育情報通信ネットワーク環境整備工事要求仕様書」等を参考に、町立小・中学校への校内 LAN 環境及び充電保管庫（電源キャビネット）の整備並びに別途整備する一人に一台の端末の設定を通じ、校内情報通信環境の改善を図り、ICT を適切に活用した教育活動による「主体的・対話的で深い学び」を実現することのできる教育環境を整える。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 2 月 25 日（木）まで

ただし設計については、令和 2 年 10 月 30 日（金）までに終了し、江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の確認を受けること。

(4) 履行場所

江差町立江差小学校（江差町字本町 170 番地）他 4 校

(5) 提案上限額

34,340,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 基本要件

「江差町立小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事要求仕様書」による。

3 プロポーザルの審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

教育委員会学校教育課内に審査会を設置し、参加表明書の提出により参加表明し、参加資格があると認めた者から提出された企画提案の内容を審査して、最良の提案をした者（受注候補者）を選定し随意契約の相手方の候補とする。

① 提出された企画提案書については、ヒアリングを実施する。

② ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。なお、ヒアリングに参加しなかった場合は、選定から除外する。

③ ヒアリングで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。

④ 提案者が 6 を超えた場合は、審査会による書面選考により上位 5 者を選定し、選定した 5 者に対し委員によるヒアリングを行い総合的な審査を行う。

(2) 審査基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

① 事業の実施方針及び手法

② 事業担当者の経験及び能力

ア コンソーシアム構成員の事業内容及びこれまでの事業実績から見た受注能力。

イ 事業遂行にあたってのコンソーシアム内及び構成員内の人員配置・実施体制

③ 企画提案の内容（事業の実施方針及び手法も含む）

ア 長期的視点に立ったネットワーク整備となっているか。

イ ICT を活用した授業を支える無線 LAN 環境の整備となっているか。

ウ ネットワーク機能の共通化・運用管理の集約化対応となっているか。

エ 情報セキュリティ対策への対応となっているか。

オ 突発的な機器の不具合等に対し、即座に対応できる体制が整っているか。

カ 今後の運用上、機器の設定変更が生じた場合の対応が考慮されているか

キ 経済性を考慮し、最適な機器と手法を採用しているか。

ク 施工管理にあたって、施工を円滑かつ安全に遂行し、契約期間内に確実に完了させるための方策が講じられているか。

ケ 採用する設備機器の長期信頼性及びアフターサービスが充実しているか。

④ その他必要と認める事項

4 契約期間

契約の日から令和3年2月25日（木）まで

5 成果品の提出

別添「江差町立小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事要求仕様書」に記載している納品成果物及び写真

6 事業における留意事項

- (1) 受注者は契約後、作業工程を記載した施工計画書を作成し提出するとともに、発注者と綿密に打ち合わせ、進捗に応じて都度必要な情報提供を行う等、当該事業を適正に執行すること。
- (2) 受注者は、発注者の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、事業の実施に際し、不明な点が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、事業の円滑な実施に努めること。
- (3) 受注者は、当該事業の実施に際し入手・利用した情報等を発注者に提供するとともに、当該事業の成果品に関して生ずる著作権等は原則として発注者に帰属すること。
- (4) 契約後、受注者は、当該事業に関連して町が保有する資料等を借用できるが、この場合、借用状況を町に明示するとともに、事業終了後、直ちに返却すること。
- (5) 配置予定の主任責任者が、CORINS（公共機関や公益民間企業が発注した公共工事の内容を、その工事を受注した企業がコリンズ・テクリスセンターに登録し、その登録された工事内容をコリンズ・テクリスセンターがデータベース化して、発注機関及び受注企業へ情報提供しているもの。）等により、他の工事の管理技術者、主任技術者の選任になる等、専任性について違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。